

「指定生活介護事業所みゆき広場」利用契約書

◆◆目次◆◆

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

第2条 (契約期間)

第3条 (個別支援計画の決定・変更)

第4条 (サービス内容)

第二章 サービスの利用と料金の支払

第5条 (利用料金)

第6条 (利用料の支払方法)

第7条 (利用料金の変更)

第8条 (生産活動と工賃の支払)

第三章 事業者の義務

第9条 (安全配慮義務等)

第10条 (守秘義務等)

第四章 利用者及びその家族等の義務

第11条 (利用者及び家族等の施設等の

利用上の注意義務等)

第12条 (事業者に対する連絡の義務)

第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)

第13条 (損害賠償責任)

第14条 (損害賠償がなされない場合)

第15条 (事業者の責任によらない事由に

よるサービスの提供不能と再提供)

第16条 (身元保証人)

第六章 契約の終了

第17条 (契約の終了事由、契約終了

に伴う援助)

第18条 (利用者からの中途解約)

第19条 (利用者からの契約解除)

第20条 (事業者からの契約解除)

第七章 その他

第21条 (苦情申し出と事業者の対応)

第22条 (協議事項)

第23条 (管轄裁判所)

（以下「利用者」という。）と社会福祉法人**ひろば**の園（以下「事業者」という。）は、事業者の施設（事業所名：みゆき広場）が利用者に対して提供する指定生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、障害者総合支援法関係法令の理念にのっとり、利用者の自立と社会経済活動への参加を支援するため、利用者に対して第4条に定めるサービスを提供します。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了の30日前までに利用者から文書による契約終了の申し出がない限り、この契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（個別支援計画の決定・変更）

- 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握に努め、到達目標を設定した個別支援計画をサービス担当者会議で協議・検討したうえで作成します。
- 事業者は、個別支援計画の内容を利用者及びその家族等に対して説明し、文書による同意を得たうえで決定します。
- 事業者は、個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上、その成果を検証します。
- 事業者は、前項の検証の結果、個別支援計画の変更が必要と認めた場合には、利用者及びその家族等に対して説明し、文書による同意を得たうえで変更します。

第4条（サービス内容）

事業者は、利用者に対して個別支援計画に基づいて、別紙「重要事項説明書」に記載するサービスを提供します。なお、契約支給量等については、別紙1のとおりとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払

第5条（利用料金）

1利用者に対して、別紙「重要事項説明書」に記載する介護給付費等対象サービスに対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から介護給付費等の額を控除した額。「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。）を事業者に支払います。なお、現在のところ、

かいごきゅうふひなど がく じぎょうしゃ しちょうそん だいいじゅりょう りようしゃ
介護給付費等の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が
ちよくせつしはら ひつよう
直接支払う必要はありません。

りようしゃ べつし (じゅうようじこうせつめいしょ) きさい かいごきゅうふひなどたいしょうがい
2利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する介護給付費等対象外サービスに対して、
しよてい りようきん じぎょうしゃ しはら
所定の料金を事業者に支払います。

じぎょうしゃ りようしゃおよ かぞくなど たい ないようおよ りようきん
3事業者は、あらかじめ、利用者及びその家族等に対して、サービスの内容及び料金につ
いて説明し、文書により同意を得ます。

第6条 (利用料の支払方法)

りようしゃ じょうだい こうおよ だいい こう さだ がく ごうけいがかく い か りようりようきん)
1 利用者は、5条第1項及び第2項に定める額の合計額(以下「利用料金」という。)を月ご
とに事業者に支払います。

じぎょうしゃ りようりようきん かかわ せいきゅうしょ ていきょうづき よくげつ か りようしゃ そうふ
2 事業所は、利用料金に係る請求書をサービス提供月の翌月10日までに利用者へ送付し
ます。

りようしゃ せいきゅう りようりようきん せいきゅう つき まつじつ じゅうようじこう
3 利用者は、請求があった利用料金について、請求のあった月の末日までに「重要事項
せつめいしょ もと しはらいほうほう じぎょうしゃ しはら
説明書」に基づく支払方法により事業者へ支払います。

りようしゃ りようりようきん じぎょうしゃ こうざ そうきん ばあい きんゆうきかん こうふ ふりこみ
4 利用者は、利用料金を事業者の口座に送金した場合には、金融機関より交付された振込
しょうまた ふりかえずみしょう りようしゅうしょう とくだん じゅう
証又は振替済証を領収証とみなすこととします。特段の事由がないかぎり、事
ぎょうしゃ りようしゅうしょう はっこう
業者は、領収証の発行をしません。

第7条 (利用料金の変更)

じぎょうしゃ だいい じょうだい こう さだ がく かいごきゅうふひたいけい へんこう ばあい
1 事業者は、第5条第1項に定める額について、介護給付費体系の変更があった場合に
は、その額を変更することができます。

じぎょうしゃ だいい じょうだい こう さだ がく けいざいじょうきょう へんかなど え じゅう
2 事業者は、第5条第2項に定める額について、経済状況の変化等のやむを得ない事由
がある場合には、利用者及びその家族等に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明
し、その額を相当な額に変更することができます。

りようしゃおよ かぞくなど ぜんこう へんこう どうい ばあい けいやく
3 利用者及びその家族等は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を
かいやく
解約することができます。

第8条 (生産活動と工賃の支払)

じぎょうしゃ こべつしえんけいかく せいさんかつどう ないよう さだ りようしゃ たい せいさんかつどう きかい
1 事業者は、個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して生産活動の機会
ていきょう
を提供します。

じぎょうしゃ せいさんかつどう じゅうじ りようしゃ さぎょうじかん さぎょうりょう かじゅう ふたん
2 事業者は、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量が過重な負担とならないよう
はいい
に配慮します。

じぎょうしゃ せいさんかつどう じゅうじ りようしゃ たい せいさんかつどう じぎょうしゅうにゅう
3 事業者は、生産活動に従事した利用者に対して、生産活動おける事業収入から
ひつようけいひ こうじょ がく こうちん しはら
必要経費を控除した額を工賃として支払います。

だいさんしょう じぎょうしゃ ぎむ 第三章 事業者の義務

だい じょう あんぜんはいりよぎむとう 第9条 (安全配慮義務等)

- 1 事業者は、サービスを提供する場合には、利用者の生命、身体、財産の安全確保に努めます。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態が不調又は不良と認められる場合には、事業者が嘱託した医師又は看護師、もしくは利用者の主治医に意見を求め、利用者及びその家族等の同意のうえで、サービスの提供又は中止をします。
ただし、緊急等でやむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、利用者に提供したサービスについて記録を作成し、契約が終了した日から5年間保管します。
- 4 事業者は、利用者又はその代理人からその利用者の記録の閲覧や複写を求められた場合には、事業者が、必要と認めた場合に開示します。

だい じょう しゅひぎむなど 第10条 (守秘義務等)

- 1 事業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、この契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、別紙2の個人情報使用同意書の内容を守ります。

だいよんしょう りようしゃおよ かぞくなど ぎむ 第四章 利用者及びその家族等の義務

だい じょう りようしゃおよ かぞくなど しせつなど りようじょう ちゅういぎむなど 第11条 (利用者及び家族等の施設等の利用上の注意義務等)

- 1 利用者及び家族等は、事業所の建物、設備、車両、器具備品、敷地等(以下「施設等」という。)を利用する場合には、その本来の用途にしたがいます。
- 2 利用者及びその家族等は、事業所の施設等を滅失、破損、汚損又は変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、相当の代価を支払います。
- 3 利用者及びその家族等は、他の利用者、サービス提供職員等の所有物を滅失、破損、汚損又は変更した場合にも、自己の費用により現状に復するか、相当の代価を支払います。
- 4 利用者及び家族等は、本条第2項及び第3項の賠償責任に備えて補填可能な保険契約に加入します。
- 5 利用者及び家族等は、前項の保険契約に加入した場合はそれを更新した場合には、事業者はその写しを提出します。

だい じょう じぎょうしゃ たい れんらく ぎむ 第12条 (事業者に対する連絡の義務)

利用者及びその家族等は、利用者の当事業所外での生活状況や健康状態等を原則として、事業者が用意した連絡帳にて事業者に連絡します。なお、この連絡帳の最終保管者は、事業者とし、取扱は、第9条第3項及び第4項に準じます。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第13条（損害賠償責任）

事業者は、第4条に定めるサービスの提供にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務等に違反した場合も同様とします。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者又はその家族等が、契約にあたって利用者の心身の状況及び病歴等について、故意にこれを告げなかったこと又は、不実の告知をしたことに起因して損害が発生した場合
- 二 利用者又はその家族等が、事業者のサービス提供にあたって必要な聴取・確認に対して故意にこれを告げなかったこと又は、不実の告知をしたことに起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の体調が、急激に変化したことなどの事業者が予測できない事態に起因して損害が発生した場合
- 四 利用者又はその家族等が、事業者の指示・依頼に反したことに起因して損害が発生した場合

第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの提供不能と再提供）

事業者は、この契約の有効期間中に地震・台風・降雪・豪雨などの天災のほか、自己の責任によらない事由によってサービスの提供ができなかった場合には、すでに利用者に対して提供したサービスを除いて、第5条第1項及び第2項に定める額の支払いを請求しません。また、そのサービスの再提供については、事業者の判断によります。

第16条（身元保証人）

事業者は、利用者に対して、身元保証人を求めることがあります。ただし、利用者自身に身元保証人をたてることのできない相当の理由が認められる場合には、この限りではありません。

- 2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。

いち りようしゃ せき じぎょうしゃ そんがい あた ばあい りようしゃ れんけい とうがいそんがい
一 利用者の責により事業者に損害を与えた場合には、利用者と連携して当該損害を
ばいしょう
賠償すること。

けいやくかいじよまた けいやくしゅうりよう ばあい りようしゃ じょうたい み あ てきせつ うけい さき
二 契約解除又は契約終了の場合には、利用者の状態に見合った適切な受入れ先の
かくほ つと
確保に努めること。

だいろくしょう けいやく しゅうりよう 第六章 契約の終了

だい じょう けいやく しゅうりようじゆう けいやくしゅうりよう ともなうえんじよ 第17条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

りようしゃ い か かくごう もと けいやく しゅうりよう かぎ けいやく さだ
1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約に定めるところにし
たがい じぎょうしゃ ていきよう りよう
たがい、事業者が提供するサービスを利用することができます。

いち りようしゃ しぼう ばあい
一 利用者が死亡した場合

に りようしゃ しょうがいていどくぶん りようきじゆん み ばあい
二 利用者の障害程度区分がサービス利用基準に満たなかった場合

さん じぎょうしゃ かいさんめいれい う ばあい はさん ばあいまた え じゆう じぎょうしょ
三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所
へいさ ばあい
を閉鎖した場合

よん しせつ めっしつ じゅうだい きそん ていきよう ふかのう ばあい
四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

ご しせつ じぎょうしょ してい と け ばあいまた してい じたい ばあい
五 施設が事業所の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

ろく だい じょう だい じょう もと ほんけいやく かいやくまた かいじよ ばあい
六 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合

じぎょうしゃ ぜんこうだいいちごう のぞ かくごう けいやく しゅうりよう ばあい つぎ かんきよう
2 事業者は、前項第一号を除く各号によりこの契約が終了する場合には、次なる環境
になじめるよう、利用者の心身の状況等に配慮した援助をします。

だい じょう りようしゃ ちゅうとかいやく 第18条 (利用者からの中途解約)

りようしゃ けいやく ゆうこうきかんちゅう けいやく かいやく ばあい
1 利用者は、この契約の有効期間中、いつでも契約を解約することができます。この場合
には、利用者は、契約終了を希望する日の7日前までに文書で事業者に通知します。

りようしゃ い か かくごう ばあい けいやく かいやく
2 利用者は、以下の各号にあたる場合には、この契約をただちに解約することができます。

いち だい じょうだい こう けいやく かいやく ばあい
一 第7条第3項によりこの契約を解約する場合

に りようしゃ れんぞく かげつ こ いりょうきかん にゆういん かくじつ み こ ばあいまた
二 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は
げん れんぞく かげつ こ にゆういん ばあい
現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合

さん りようしゃおよ かぞくなど だい じょうだい こう さだ へんこう どうい ばあい
三 利用者及びその家族等が、第3条第4項に定める変更に同意ができない場合

だい じょう りようしゃ けいやくかいじよ 第19条 (利用者からの契約解除)

りようしゃ じぎょうしゃまた ていきようしょくいん い か かくごう こうい おこな ばあい
利用者は、事業者又はサービス提供職員が、以下の各号にあたる行為を行った場合
には、ただちにこの契約を解除することができます。

いち じぎょうしゃまた ていきようしょくいん せいどう りゆう だい じょう さだ ていきよう
一 事業者又はサービス提供職員が、正当な理由なく第4条に定めるサービスを提供

しない場合

二 事業者又はサービス提供職員が、第10条に定める守秘義務等に違反した場合

三 事業者又はサービス提供職員が、利用者の生命・身体・財産・信用・尊厳を傷つけた又は、不信行為を行った場合

四 他の利用者が、利用者の生命・身体・財産・信用・尊厳を傷つけた場合又は、傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応をしなかった場合

五 事業者が、第21条に定める苦情申し出に適切な対応をしなかった場合

六 事業者が、第22条に定める協議に誠実な対応をしなかった場合

第20条（事業者からの契約解除）

一 事業者は、利用者又はその家族等が、以下の各号にあたる行為を行った場合には、利用者及び代理人に対して、1月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

一 利用者又はその家族等が、契約にあたって利用者の心身の状況及び病歴等について、故意にこれを告げなかったこと又は、不実の告知をしたことに起因して適切・安全なサービス提供ができなかった場合

二 利用者又はその家族等が、事業者のサービス提供にあたって、必要な聴取・確認に対して故意にこれを告げなかったこと又は不実の告知を行ったことに起因して適切・安全なサービス提供ができなかった場合

三 利用者又はその家族等が、第11条、第12条に定める義務等をおこたった場合

四 利用者又はその家族等が、第22条に定める協議に誠実な対応をしなかった場合

二 前項にかかわらず、利用者又はその家族等が、以下の各号にあたる行為を行った場合には、事業者は、ただちにこの契約を解除することができます。

一 利用者による、第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われなかった場合

二 利用者又はその家族等が、事業者、サービス提供職員、他の利用者及び他の利用者の家族等の生命・身体・財産・信用・尊厳を傷つけ又は、不信行為を行った場合

三 利用者又はその家族等が、事業者又はサービス提供職員を困惑させ秩序をみだすような特定の思想、信条等を主張、強要または流言流布し、事業者が停止を求めたにもかかわらずこれがなされなかった場合

四 利用者又はその家族等が、事業者に対して科学的根拠のない又は、対応不可能な

支援を依頼し、事業者が説明したにもかかわらずこれが受け入れられなかった場合

第七章 その他

第21条（苦情申し出と事業者の対応）

- 1 利用者及びその家族等は、事業者から提供されたサービスに関して、苦情を申し出ることができます。なお、その申し出は原則として、所定の苦情申出書によります。
- 2 事業者は、その苦情に対して、窓口を設置することにより対応します。

第22条（協議事項）

利用者及びその家族等と事業者は、この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところにしたがって誠実に協議します。

第23条（管轄裁判所）

利用者及びその家族等と事業者は、この契約に関する紛争について、前条に定める協議で解決できず、やむを得ず提訴する場合には、広島地方裁判所福山支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

じょうき けいやく しょう ほんしょ つう さくせい りようしゃ だいにん じぎょうしゃ きめいなついん
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、代理人、事業者が記名捺印のうえ、
かく つう ほゆう
各1通を保有するものとします。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

じ ぎょう しゃ めい しゃかいふくしほうじんよろこ その
事業者名 社会福祉法人 歓びの園

じ ぎょう しょ めい していせいかつかいごじぎょうしょ ひろば
事業所名 指定生活介護事業所 みゆき広場

じぎょうしょじゅうしょ ひろしまけん ふくやまし み ゆきちょうおお あざしもいわなり
事業所住所 広島県福山市御幸町大字下岩成248-1

だいひょうしゃ し めい り じ ちやう いき とう あき ひろ いん
代表者氏名 理事長 生 藤 章 洋 印

りようしゃじゅうしょ
利用者住所

し めい いん
氏 名 印

だいにんじゅうしょ
代理人住所

し めい いん
氏 名 印

ぞく がら
続 柄

べつし こべつ けいやくないよう
(別紙1) 個別の契約内容

1. 契約支給量

つきりようかいすう 月利用回数	かい 回	きほん 基本	りようようび 利用曜日	ようび 曜日、	ようび 曜日、	ようび 曜日
--------------------	---------	-----------	----------------	------------	------------	-----------

2. 食事提供サービス

しょくじ 食事サービス希望	あり 有	<input type="checkbox"/> りようび 利用日は希望
		<input type="checkbox"/> とくていようび 特定曜日のみ希望 (曜日、 曜日)
		<input type="checkbox"/> その他
なし 無		

3. 送迎サービス

そうげい 送迎サービス希望	あり 有	<input type="checkbox"/> りようび 利用日は希望
		<input type="checkbox"/> とくていようび 特定曜日のみ希望 (曜日、 曜日)
		<input type="checkbox"/> その他
なし 無		

4. 上限額管理

じょうげんがくかんり 上限額管理希望	あり 有
	なし 無

5. 支払い方法

しほら 支払い方法	<input type="checkbox"/> していこうざの 指定口座への振込み ゆうちょ銀行 一三九店 (口座番号) 01300-8-78578 (口座名称) 社会福祉法人 喜びの園
	<input type="checkbox"/> きんゆうきかんこうざ 金融機関口座からの口座振替

こじんじょうほうしようどういしょ
個人情報使用同意書

わたししんおよ かぞく こじんじょうほう
私自身及び家族の個人情報については、サービス計画に沿って円滑にサービス
ていきょう ため じっし じぎょうしょない
を提供する為に実施される事業所内におけるサービス会議、他の事業所との私
りょう かかわ れんらくちようせい ひつよう ばあい きんきゆうじ
の利用するサービスに係る連絡調整において必要な場合、緊急時における
びょういんなど じょうほうていきょうなど ひつようさいしょうげん はんい こじんじょうほう しよう
病院等への情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報を使用すること
どうい
に同意します。

しゃかいふくしほうじん よろこ その
社会福祉法人 歓びの園

していせいかつかいごじぎょうしょ ひろば さま
指定生活介護事業所 みゆき広場 様

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りょうしゃじゅうしょ
利用者住所

しめい
氏名

いん
印

だいにんにんじゅうしょ
代理人住所

ぞくがら
続柄

しめい
氏名

いん
印